

# 戦略的「入替え」と「設計的事項」のドミノ倒し

知財高判令和8年4月23日「ロール製品パッケージ」事件から読み解く、パラメータ特許無効化の解剖学



2026年9月20日

TACTICAL BLUEPRINT:  
令和7年(行ケ)第10069号



### 引例の「戦術的入替え」

異議決定で特許を維持させた  
「甲2(主)+甲1(副)」の論理を、  
無効審判で「甲1(主)+甲2(副)」  
に逆転させ、進歩性を否定。



### 自社PR記事のブーメラン

権利者自身の過去の広報記事  
(長巻化ニーズ)が、主引例への  
「動機付け」を裏付ける決定  
的な証拠として機能。



### パラメータのドミノ崩壊

「質量／坪量比」等の独自パラ  
メータが、先行技術の条件を  
当てはめた「必然の算出値(設  
計的事項)」として次々と無効化。



### 進歩性判断のフレームワーク

「特許発明特有の課題」を認識し  
ていなくても、他の動機(ニーズ  
等)から容易を想到であれば進  
歩性は否定され得る旨を明示。

# 判決詳報：令和7年（行ケ）第10069号「ロール製品パッケージ」事件

権利者 (Patentee)

## 致命的な「身内の証拠」

権利者（日本製紙クレシア）の特許を無効化した主引例（甲1）、副引例（甲2）、そして動機付けの証拠（東洋経済の記事）は、すべて権利者自身が過去に生み出したものであった。

2011/2013:  
権利者自身の  
先行出願（甲1・甲2）

2014: 自社マーケティング部長のPR記事  
(1.5倍巻きの成功)

2015: 本件出願

2020: 異議申立て  
(特許維持・権利者勝利)

請求人 (Challenger)

2023: 被告による  
無効審判請求  
(本件の始まり)

2026: 本判決  
(特許無効の維持・  
請求人勝利)

# 標的の解剖図：本件発明（請求項1）の特殊なパラメータ構造

## 収納形態 & 質量

1列2段（計4個）。  
巻長63～103m、  
質量200～370g/個。  
巻き硬さ1.0～3.0mm。

## 特殊パラメータ（F）

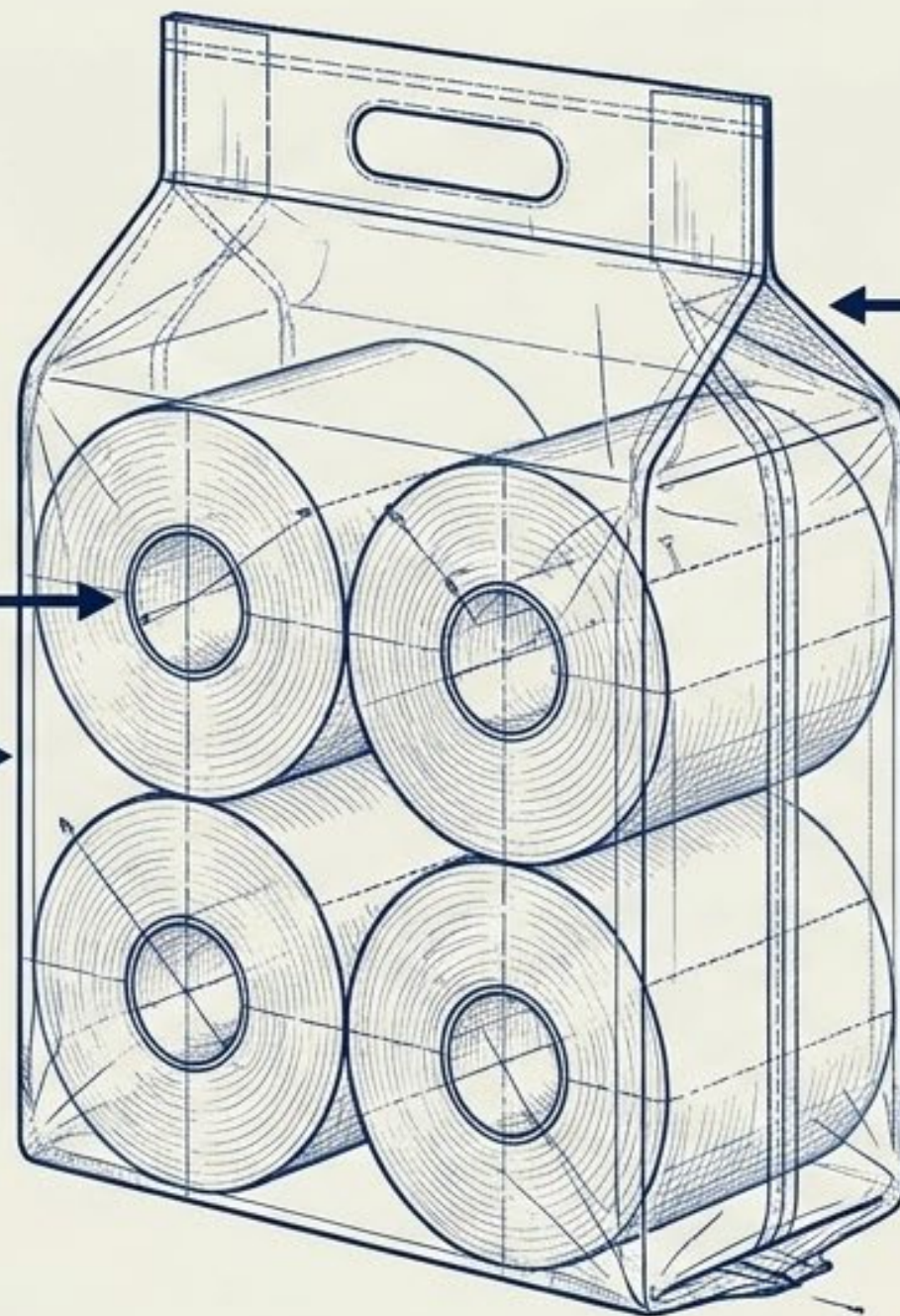
$$\frac{(\text{4個の質量})}{(\text{フィルム坪量})} = 25 \sim 80 \text{ g/(g/m}^2\text{)}$$

## 傾斜角（G）

把持部までの傾斜角 $\theta$   
= 25～45度

## 把持部長さ（J）

（ロール巻直径×2）の  
72%以上～上限100%



一見すると極めて限定的で強固なパラメータ群に見えるが、これらが如何にして崩されたのか？

# The Tactical Flip: 主引例と副引例の「戦略的入替え」

## 異議申立て（特許維持）

主引例：甲2（自社先行の「4個・  
帯状把持部」パッケージ）

副引例：甲1（自社先行の「8個・  
ガゼット袋」パッケージ）

ロジックの壁：甲2をベースにすると、袋をガゼット型に変え、さらに傾斜角 $\theta$ を「25度以上」にする動機付け（端部の負荷軽減）が甲1に記載されていないとして、進歩性が肯定された。



## 無効審判・本判決（特許無効）

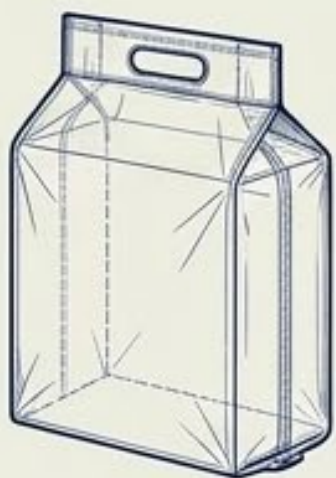
主引例：甲1（ガゼット袋。既に $\theta=20\sim50$ 度を開示）

副引例：甲2（4個ロールと収納形態）

ロジックの突破：甲1（ガゼット袋）をベースにすれば、傾斜角 $\theta$ は既に存在する。単に甲2の中身（重い4個のロール）を入れ替えるだけであり、25～45度への限定は単なる「設計的事項」に格下げされた。

# Step 1: 動機付けと「消費者ニーズ」のブーメラン

## The Setup



甲1 (Bag)



甲2 (Rolls)

甲1発明（8個入りガゼット袋）に、甲2（長巻ロール4個）を適用する理由は何か？



引用文献1: 権利者のマーケティング部長への取材記事（東洋経済オンライン）。「8ロールで12ロール分の長さ（1.5倍巻き）」のヒットとリピーター獲得をアピール。



動機付け  
(Motivation)

## The Conclusion



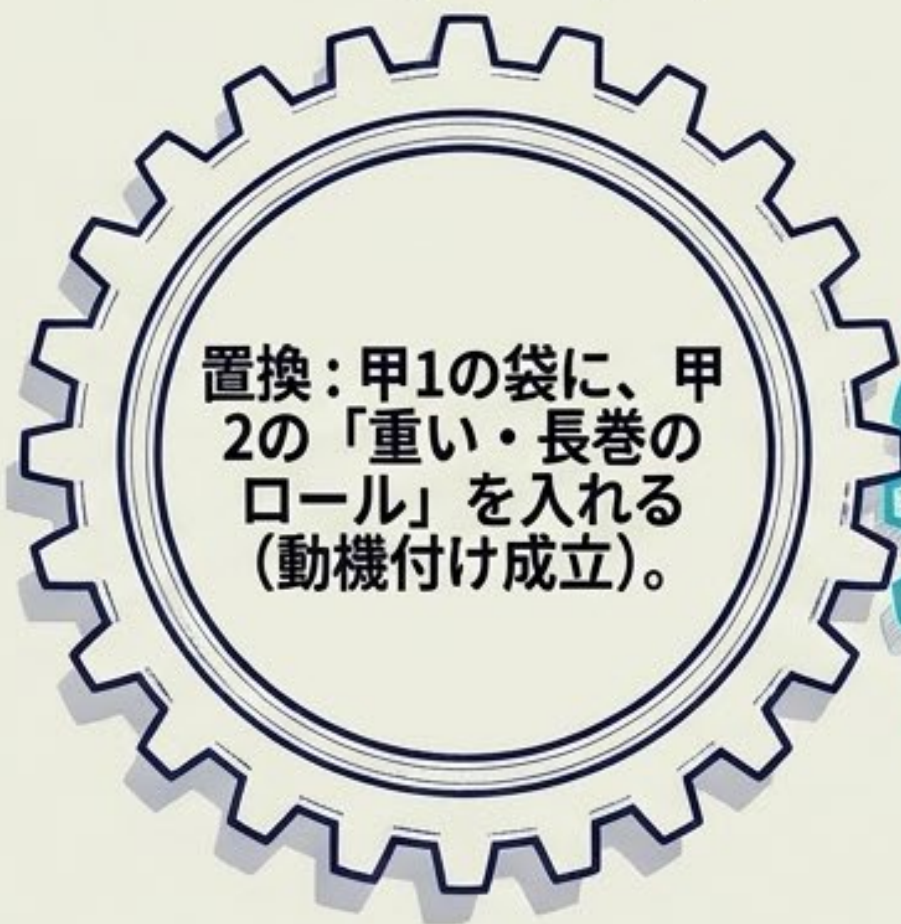
長巻化・ロール数削減に対する消費者の「需要（ニーズ）」は技術常識である。

したがって、甲1の袋に甲2の長巻ロールを入れる強力な動機付けが存在する。

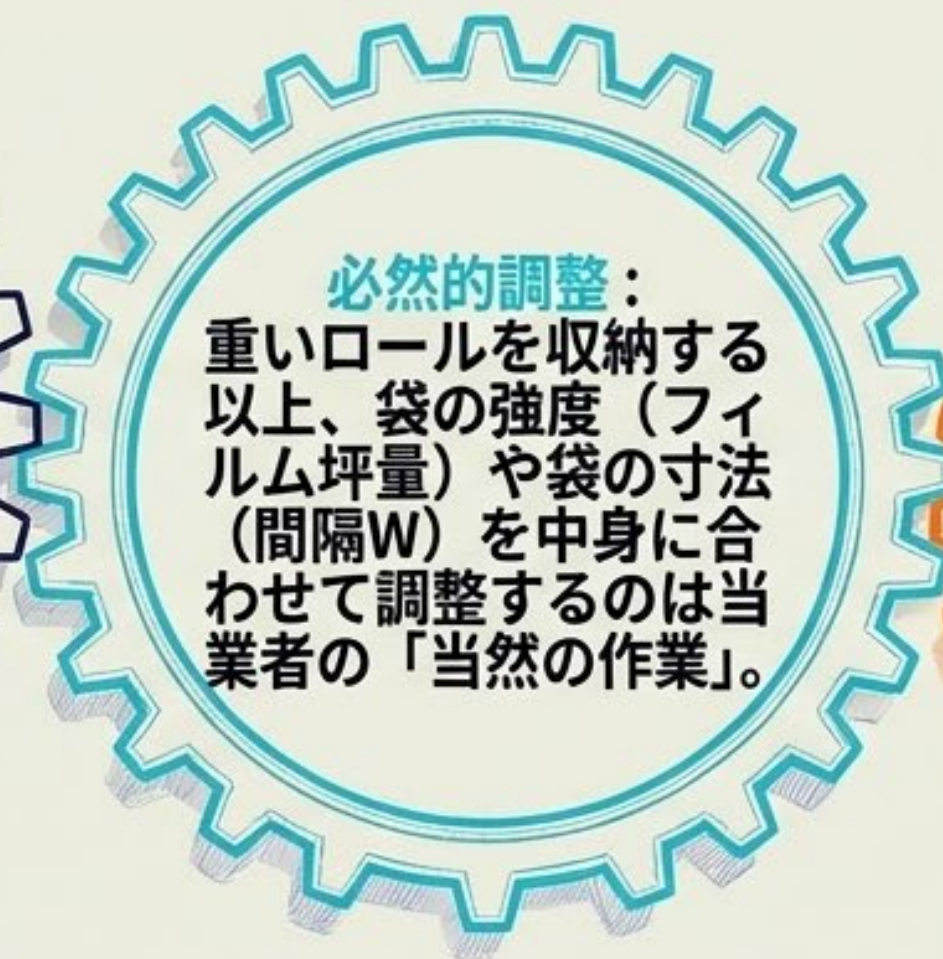
自社の成功を語る広報・取材対応が、後年、自社特許を破壊する「技術常識の証拠」として武器化される皮肉な構造。

## Step 2: 「設計的事項」の連鎖（ドミノ倒し）

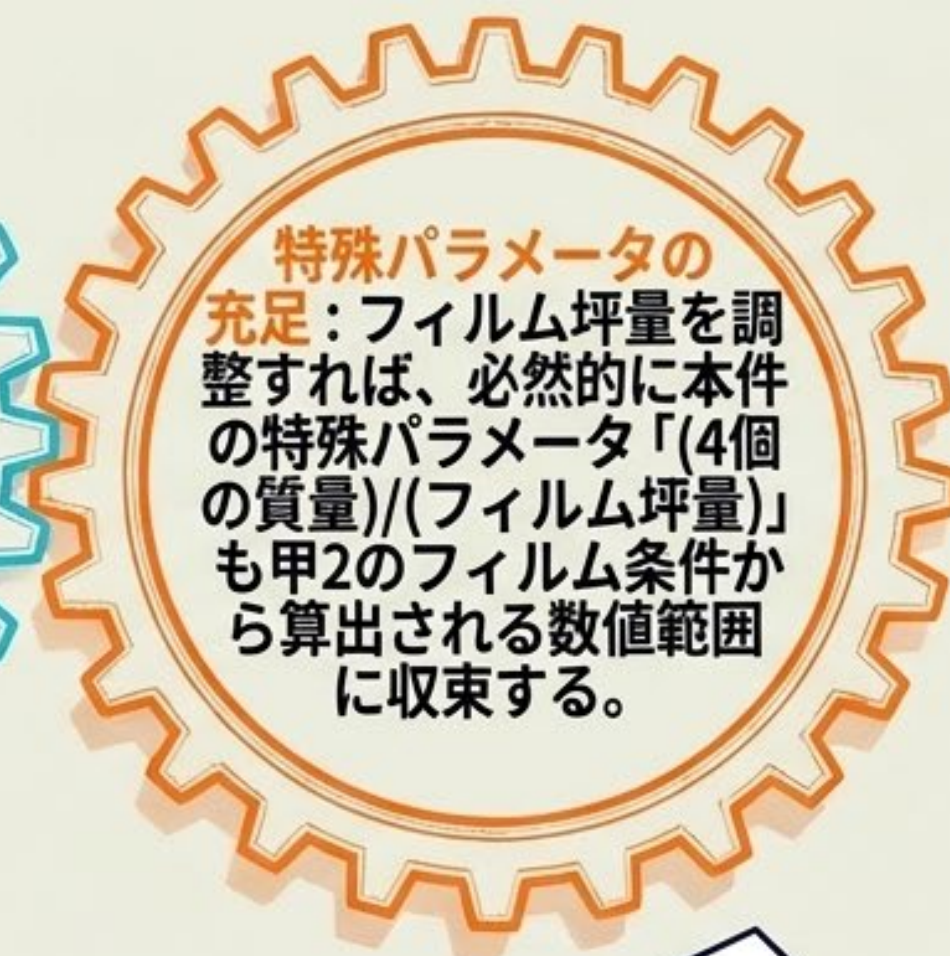
Gear 1 (The Input)



Gear 2 (The Consequence)



Gear 3 (The Parameter Collapse)

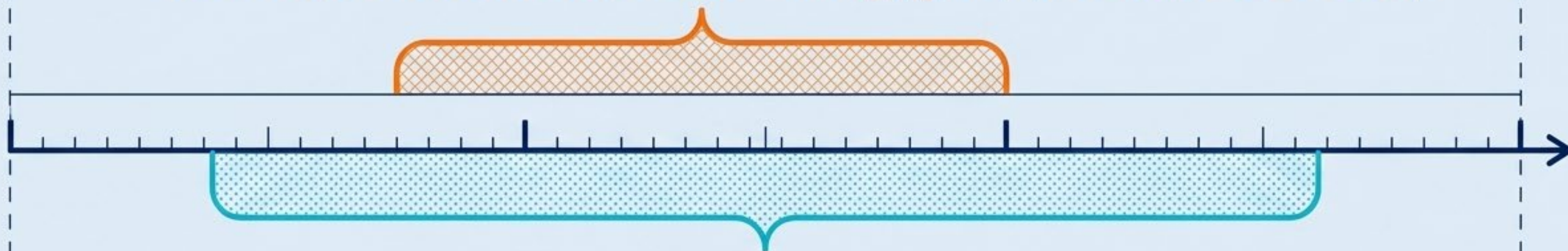


判決のロジック：「1回の置換」+「2つの設計調整」。表面的には複雑な相違点も、物理的な実態に即せば単一の設計フローに過ぎない。

# The Parameter Trap: 「独自パラメータ」の正体

原告主張「質量と坪量の『比』に着目する着想は甲1にも甲2にもない」。しかし判決はこれを退けた。

甲2から算出される必然的な値:  $25.8 \sim 41.3 \text{ g/(g/m}^2\text{)}$  (甲2実施例に基づく試算)



本件発明のクレーム範囲:  $25 \sim 80 \text{ g/(g/m}^2\text{)}$

独自の数式（パラメータ）を発明しても、先行技術の条件を当てはめて算出された値が請求範囲に収まるなら、当業者が「そのパラメータ自体を認識していなかった」という理だけで進歩性は防衛できない。

# The Angle Dilemma: なぜ「比較データ」は敗れたのか？

クレーム限定「傾斜角 $\theta=25\sim45$ 度」。甲1は「 $20\sim50$ 度」。範囲を絞った「臨界的意義」を証明できるか？

| 角度              | 潰れ難さ | 保持性 |
|-----------------|------|-----|
| 22度（範囲外）<br>範囲外 | [2]  | [5] |
| 26度（範囲内）<br>範囲内 | [3]  | [5] |
| 44度（範囲内）<br>範囲内 | [5]  | [3] |
| 48度（範囲外）<br>範囲外 | [5]  | [2] |

## The Court's Rejection:

- データは「段階的な変化（1点差）」を示すのみで、25度・45度という境界で効果が不連続に跳ね上がる「格別顕著な効果（臨界的意義）」を証明できていない。
- 「高校レベルの数学で導かれる一般的な傾向」に過ぎないと判断された。

# The Drafting Flaw: クレームドラフティングの落とし穴

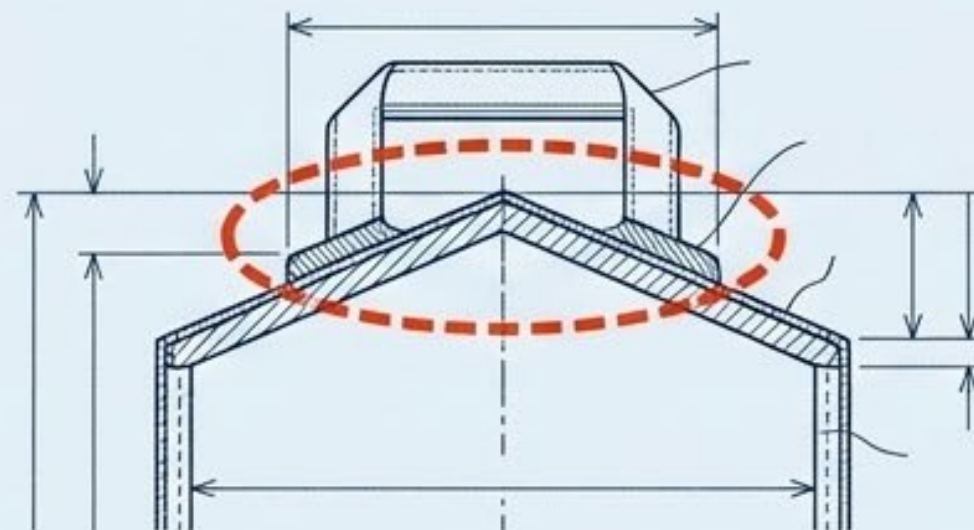
## クレームの規定

「把持部の長さ＝ロール巻直径×2の72%以上～100%」



主張する効果：  
「袋とロールの間に  
余分な隙間を作らない」

## 構造の欠落 (The Missing Link)



判決の指摘：本件請求項は、「把持部」と「切妻屋根部分」の接続関係を全く特定していない。

構造的裏付けのない単なる数値限定 (72～100%) は、甲1の図面から読み取れる程度の「著しく下回るものではない値 (= 単なる設計的事項)」に過ぎないと一蹴された。

優れた「効果」を主張しても、その前提となる「構造の接続関係」がクレームに言語化されていなければ、数値限定の技術的意義は守れない。

# Synthesis: 本判決が示す「進歩性否定」の論理構造

「端部の負荷を減らす」という本件特有の課題を認識しなければ、この構造には辿り着かないはずだ（阻害要因の主張）。

Arrow 1 (Patentee's view)

Arrow 2 (Court's view)

「消費者ニーズ（長巻化）」と「物理的な寸法の調整」という全く別の動機から出発しても、当業者は「必然的に」同じ構造・同じパラメータに到達する。



**Core Principle:** 「課題の認識」は、容易想到性の必須条件ではない。  
戦略的示唆: 課題が異なっても、別の思考過程（設計調整の連鎖）でその構成に辿り着く論理が成立すれば、進歩性は否定される（審査基準と整合する判断）。

# Playbook for Patentees: 権利者・出願人のための戦術指南



## 自社文献の時限爆弾

自社の公開公報（先行出願）や広報PR記事は最強の引例になる。改良発明の出願タイミングと、先行出願に記載のない「技術的意義の言語化」を徹底する。



## データの「境界戦」

数値限定の臨界的意義を主張するなら、離散的な官能評価（5段階評価の1点差等）だけでは弱い。境界付近の細かな比較実験や、物理量の測定データを準備し「不連続な変化」を立証する。



## 効果と構造のリンク

明細書に素晴らしい技術思想を書いても、クレームがその「構造的な前提（例：部材同士の接続関係）」を特定していなければ無意味。クレームドラフティングの基本に立ち返る。

# Playbook for Challengers: 無効請求人のための戦術指南



## 引例の「入替え」再構築

異議や審査で退けられた証拠の組合せでも諦めない。主引例と副引例を反転させることで、「設計的事項」として処理できるパラメータの範囲が劇的に変わる（立証構造の変化）。



## パラメータの「換算・逆算」

相手の特殊なパラメータクレームに対し、先行文献の実施例（寸法・重量など）をそのパラメータの数式に代入して逆算する。範囲内に収まることを視覚的に証明し、独自性を剥奪する。



## 相手の広報の武器化

特許公報だけでなく、相手企業の過去のプレスリリース、インタビュー記事を徹底調査する。それらは「当時の技術常識」や「動機付け（消費者ニーズ）」を裏付ける強力な刃となる。

**包装体や日用品のような機械・物理的分野において,単なる『数値限定』や『算出パラメータ』だけで進歩性を防衛する時代は終わった。真の防壁は緻密に計算された『構造の限定』と、それを裏付ける『圧倒的なデータ』によってのみ構築される。**